

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業の貸付対象事業者について

19 福保子支第1542号
平成20年3月11日
改正 22 福保子保第1796号
平成22年12月2日
改正 26 福保子保第1745号
平成26年10月3日
改正 5 福保子保第1123号
令和5年7月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（保育所等）（平成20年3月11日付19福保子支第1542号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

- 1 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- 3 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- 4 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- 5 会社法第2条第1号に規定する会社
- 6 前各号に定めるもののほか、福祉局長が認める事業者